

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年12月18日（平成27年（行情）諮問第746号）

答申日：平成28年11月14日（平成28年度（行情）答申第508号）

事件名：特定個人に係る軍人恩給の支給の有無等が分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定個人A及び特定個人Bに係る軍人恩給の支給の有無等及び特定個人Aに係る特別弔慰金の受給者について分かる文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成27年8月21日付け厚生労働省発社援0821第216号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

ア 本件は、異議申立人の実母Cの実父である戦没者特定個人Aに係る特別弔慰金に関する行政文書開示請求であり、Cは、戦没者特定個人Aの一人娘であり、又、異議申立人はその長男であることから、特定個人Aの軍人恩給、また、同特別弔慰金について知る権利があるものと思われる。

また、本件については、平成27年某月某日に厚生労働省の担当係との電話のやり取りで、特別弔慰金については、「市町村及び各県が全て情報を持っており、特別弔慰金に係る書類等も保管されているので、そこに問合せをしてもらいたい。本省は不開示とする。」旨の説明を受けました。

その後、特定県特定部課の方から、異議申立人の実母であるCから、直接、聞き取り調査をしたいとの連絡があったので、平成27年某

月某日に、特定県庁において、異議申立人を始め、異議申立人の実母C、異議申立人の妻D、そして、特定課の職員、恩給担当、弔慰金担当等3名の計6名で話し合いをしました。

異議申立人の母に対する職員の方からの聞き取り調査が始まり、直ぐに、担当の方から、「Cさんは、平成19年からしか特別弔慰金を貰っていないと、おっしゃっていましたが、平成8年度の第8回の時には、「初回」の特別弔慰金の申請手続きが成されています。ここに、ちゃんと、「初回」というスタンプが押された申請手続き書類があります。」と言われ、1枚の書類を目の前に突き付けられました。

すると、異議申立人の母が、直ぐに、その書類の下部にあるCと署名された字を見て、「この字は私の字ではありません。これは誰かが勝手に書いたもので、ずっと言っているように、私は、平成19年に、初めて特別弔慰金の申請手続きをして、今年で2回目の特別弔慰金を貰います。印鑑も、私が使っている印鑑とは全く違うものです。」と説明しました。

異議申立人は、母がそのように説明したことから、よく、その書類を見たところ、母の達筆な字とは違い、明らかに、異議申立人の母の字と違うものでした。

また、私たちが、その書類を見ると、上部の四角い枠に、角ばった大きな字で、E（注．異議申立人の母の旧姓の氏名）と書かれ、旧姓の字が二重線で消されていました。

更に、特定県庁から帰る際に、母から、「名前の上には、本籍か住所が書かれていたが、「特定市字F」と書かれて「F」という字が二重線で消されていた。「F」という字が二重線で消されて「G某番地」に書き直されていた。」という話を聞きました。

私が、その県庁での話し合いの席上で書類を見た際に、二重線には訂正印の一つもありませんでした。普通、公文書というものは訂正印が押されるべきであるのに、それさえもない本当に偽造されたような文書でした。

ましてや、異議申立人の母は、平成8年当時と言え、未だ、52歳という若さで、名前や住所、本籍等を間違える年齢ではありません。また、異議申立人の母から聞いた話では、「F」という地域に住んだこともなく、親戚もなく、何の所縁もない土地だとのこと。

その時、異議申立人は、同席していた3人の県庁職員に対して、「この文書は、間違いなく、「有印私文書偽造・同行使、詐欺」、若しくは「有印公文書偽造・同行使、詐欺」等という刑事事件が成立するが既に時効になっていると思われる。」というお話をしましたが、県庁の職員は、「私たちには落ち度はない。手続きをする際には間違

いなく身分確認をしています。」等と言って、いかにも、異議申立人の母が嘘を言っているかのような話しぶりでした。

その時、異議申立人が、「それでは、特定市役所から、その時の手続きをした際の申請手続き書類や手続きをした者の身分確認をした際の書類が添付されていると思います。確認して下さい。」と言ったのですが、県庁職員からは、それ以上の書類を見せられることはありませんでした。

イ そして、平成27年某月某日に、特定市役所から、異議申立人が平成27年某月某日付けで文書開示請求した件について、「公文書不存通知書」が郵送されてきたので、異議申立人は確認のため、特定市特定部課に架電し、「特別弔慰金に係る資料は本当にはないのですか。厚生労働省は。特定市役所と特定県庁が特別弔慰金に関する申請手続き書類等を持っていると言っています。写しもデータもないのですか。」と確認したところ、担当の女性が対応して、「最近の資料はありますが、以前のもはありません。写しがあるものもありますし、ないものもあります。市役所では、手続きを終えた後、直ぐに、原本を県庁に送付して県庁を経由して厚生労働省に書類が届きます。」等と曖昧な回答をしていました。

ウ 以上のことから、本件特別弔慰金の問題については、異議申立人の実母であるCの実父、戦没者「特定個人A」に関するものであることから、実子C及び孫である私こと異議申立人の両名は、戦死者特定個人Aの全てについて知る権利を有している事には間違いのないことだと確信していますので、本件戦没者特定個人Aの特別弔慰金に関する資料を全て開示して頂きたいと思います。

エ また、平成27年某月某日に、特定県庁で見せられた、異議申立人の母Cが申請したとされる、平成8年度、第8回（初回）の特別弔慰金の申請手続き書類については、明らかに異議申立人の母が書いた書類ではないので、特別弔慰金の不正受給に係る文書偽造、詐欺被疑事件だという容疑があることから、その確認のためには、本件申請手続き書類、添付書類等を早期に開示して本件特別弔慰金の不正受給事案の真相究明に当たることが厚生労働省の務めではないでしょうか。

現在の私たち家族におかれた状況については、特定市役所、特定県、厚生労働省によるたらい回しであり、犯罪の隠蔽工作にはならないでしょうか。

ましてや特定市役所については、今回、異議申立人が開示請求した件について、「実施機関で保有したことがない。」と回答した上で、異議申立人が電話で再確認した際には、「最近の資料はありますが、以前のもはありません。写しがあるものもありますし、ないものもあ

ります。市役所では、手続きを終えた後、直ぐに、原本を県庁に送付して県庁を経由して厚生労働省に書類が届きます。」と回答していることから、特定市役所職員による公文書毀棄，若しくは，隠蔽工作，更には，その背後には，特別弔慰金の申請手続きをした特定市役所職員の汚職事件の可能性も十分に考えられるので，早期の申請手続き書類等の開示と迅速な調査をお願いしたいと思います。

先程申し上げたように，異議申立人の母が申請したとされる平成8年度，第8回（初回）の特別弔慰金の手続き申請書類については，偽造された書類であることが判明した際には，これまで例を見ない悪質な犯罪になるのではないのでしょうか。

異議申立人は，申請手続きを行った当時の職員の身分確認の不徹底，若しくは，当該職員自体が同不正な申請手続きに関わっているのではないかと疑っています。

また，異議申立人の母が申請したとされる特別弔慰金の申請手続き書類については，本籍若しくは住所地，更には氏名等が間違っているどころか訂正印も無く，誰が見ても不自然な書類で，異議申立人は，よくもそのような書類が，特定市役所，特定県庁，厚生労働省と決裁が通ったものだと思議に思っています。

本当に決裁が全て通っているのであれば，同申請手続きに携わった全ての職員に責任があるのではないのでしょうか。

オ 本件特定個人Aの特別弔慰金に関する事項が，私たち家族に公開されることにより，他人の権利が侵害されることがあるのでしょうか。

何か，私たち家族の方が戦没者特定個人Aの娘，孫といった事実を否定され，人権が侵害されているような気がします。

ですから，本件特別弔慰金を不正受給した犯人を始め，その不正手続きを見逃した特定市役所職員，特定県庁職員，厚生労働省職員は，日本国のために軍人として戦死した特定個人A，更には，戦没者遺族である他界した妻H，一人娘のCの苦しみ，悲しみといったものをどのように受け止めているのでしょうか。

異議申立人は，実母C，祖母H，更には，顔も知らない祖父特定個人Aの心を踏みにじるような人間は絶対に許すことが出来ないのです，是非とも，本件に係る全ての書類を開示して頂きたいと思います。

最後に，異議申立人の母は，偽造された申請手続き書類を見てからは，人間不信に陥り，今では，体調不良を訴えている状況となっております。

## （2）意見書

ア これまでの経緯

（ア）本件につきましては，平成26年某月某日，私の祖母Hは98歳

の天寿を全うし他界した後の平成26年某月某日、厚生労働省に架電をし、その際、厚生労働省の職員から、「特別弔慰金の資料については、全て、特定県と特定市に保管されています。」との回答を頂いたことから、特定県特定部課の職員の方と話し合いをもってきました。

(イ) しかし、その後、特定県特定部課に対し、資料や情報提供をしてもなんの進展も無く、ただ、「あなたのお母さんの父特定個人Aは陸軍伍長であった。」等との説明を受けるぐらいであったので、異議申立人は、厚生労働省や総務省に対し、情報開示請求や異議申立てをしてきました。

そして、特定県特定部課職員が、特別弔慰金の存否の有無についても説明せず、また、特定市役所における特別弔慰金の請求書等の有無について確認したところ、同職員から、「特定市役所には、一切、特別弔慰金に関する資料はありません。」との説明を受けました。

(ウ) それで異議申立人は、念のため、平成27年某月某日付けで、特定市役所に対し、「公文書公開請求書」を郵送したところ、平成27年某月某日付けで、「公文書不存在通知書（特定文書番号）」で「公文書の不存在の状況」については、「実施機関で保有したことはない。」とチェックされ、更に、「備考」については、「恩給及び特別弔慰金については、総務省及び厚生労働省が実施機関である為。」旨の内容の通知書でした。

(エ) 異議申立人は、前記事実について確認するため、同「公文書不存在通知書」が郵送されてきた平成27年某月某日に、特定市役所特定部課に架電したところ、Iという女性職員が対応したので、同女性に対し、「行政文書開示請求書の回答を受け取りました。特別弔慰金に係る資料は本当にないのですか。厚生労働省は、特定市役所と特定県庁が特別弔慰金に関する書類を持っていると言っています。写しもないのですか。」と確認をしたところ、同女性職員は、「最近の資料はありますが、以前のものはありません。写しがあるものもありますし、ないものもあります。市役所では、手続きを終えた後、直ぐに、原本を県庁に送付して県庁を経由して厚生労働省に書類が届きます。」と曖昧な回答をしていました。

(オ) そして、平成27年某月某日付けで、特定市長宛に、通知書に対する「不服申立書（異議申立書）」を郵送したところ、特定市役所特定部課のIという女性職員（前記職員とは別人）から電話が架かってきて、「（異議申立人の名前を呼んで、）実は、特別弔慰金の申請手続書類等は特定市役所に保管されています。開示しますので、

不服申立書（異議申立書）を取り下げて頂けないでしょうか。再度、請求書を送ってください。」と言われました。

- (カ) それで、異議申立人は、その方に対し、「そちらの方で、ちゃんと回答して頂くのであれば取り下げしてもかまいませんが、間違いなく、回答してくれるんでしょうね。」と念を押して確認したところ、その方は、「もう一度、請求書を送って頂ければ回答します。」と返答していました。
- (キ) それで、異議申立人は、再度、平成27年某月某日付けで、特定市長宛に、「公文書公開請求書」を郵送したところ、再度特定市役所特定部課から電話が架かってきて、「(異議申立人の名前を呼んで、)書式が違います。ちょっと説明不足だったようですね。こちらから、自己情報開示請求書の書式と、異議申立人が郵送した不服申立書（異議申立書）の取り下げ書をお送りしますので、署名押印をして送り返して下さい。」と説明を受けました。
- (ク) 異議申立人は、これまでに半年以上も、特定県特定部課を始め、総務省、厚生労働省、特定市役所に対し、「陳情書、異議申立書、不服申立書、開示請求書」等、何通もの書類を、配達証明で郵送しており、本件書類作成については、「パソコン、プリンターのインク代金、紙代、郵送代金、電話代金」等の費用、更には、書類作成等に時間を費やしていて、前記関係部署に対して大分不満もあったことから、同職員に対して、「もう、よろしいです。異議申立人としては、虚偽公文書作成罪で告訴したいと思いますので、書類を送り返して下さい。その代わりに、郵送した不服申立書（異議申立書）の取り下げはしませんので、了解して下さい。」と言って、電話を切りました。
- (ケ) その後、異議申立人宛てに、平成27年某月某日付けで、特定市役所特定部課から、「公文書公開請求書の返却について、自己情報開示請求書の空書式、平成27年某月某日付、私が作成した公文書公開請求書」が郵送されてきました。
- (コ) それで異議申立人は、異議申立人の実母であるCを請求者とする「自己情報開示請求書」を作成して母に渡したところ、母は、平成27年某月某日に、特定市役所に持って行ったようで、異議申立人の母が、自己情報開示請求書を特定市役所職員に提出したところ、既に、戦没者特定個人Aに係る特別弔慰金については、平成8年某月某日付け、C作成に係る「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書、戦没者の遺族の現況等についての申立書、平成8年某月某日付、特定市長J作成に係る戸籍謄本」、更には平成17年某月某日付け、同じく、C作成に係る「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

請求書，戦没者の遺族の現況等についての申立書，平成17年某月某日付，特定市長W作成に係る戸籍謄本，第8回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書」，また，祖母Hの実弟である「戦没者特定個人B」の特別弔慰金については，平成18年某月某日付，H作成に係る「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書，戦没者の遺族の現況等についての申立書，K及びCに係る戸籍謄本」が既に準備されており，母は職員から直ぐに前記書類を手渡されたそうです。

その時，自己情報開示請求書に記載された「同申請手続きに係る通知文書及び通知手段，通知先等委任状，身分確認方法及び身分確認証，本件申請書類に係る決裁書類」等については，一切，開示されておりませんでした。

(サ) 通常であれば，「自己情報開示請求書」を受け取った職員は文書の内容を確認し，上司の決裁を貰ってから，文書番号を取って回答するものではないでしょうか。

その点からも，特定市役所はいい加減な仕事をしている状況が見受けられます。

(シ) 異議申立人が，母に対し，特定市役所の職員から書類を受け取った際の状況について確認したところ，母は，「担当の職員に対して，特定個人Aの請求書では，平成8年某月某日付けの請求書の署名と押印は，私のものではないと言った。そして，職員に誰が書いたのか，身分確認証や委任状等はないかと聞いたら，担当の職員は，身分確認証や委任状はないと言っていた。また，職員は，その頃は，特別弔慰金の手続きがたくさんあったので，うちの職員が書いたものだと思うと言っていた。」等と説明していたようです。

(ス) 更に，母が異議申立人に対し，その請求書について，「受給者がLになってる。昭和某年には，Mと再婚して，Hに名前が変わっているのに，何故，平成8年の請求書では，受給者がLになっているのか不思議である。

また，もう一箇所の受給者氏名の欄にも「法律知らず未請求」と書かれていて，本当に人を馬鹿にしている。今まで生き来て，こんなに人に侮辱されたことはない。

また，請求書の後ろについている「戦没者の遺族の現況等についての申立書」の書類の下に書かれている署名・押印は自分のものとは違う。この申立書には，N，特定生年月日，父，O，特定生年月日，母，と書かれ，戦没者との生計の有無が，いずれも有となっているが，それも全て嘘で，特定個人Aは，Hと結婚してからは，父母であるNとOと生計関係があったことはない。」という話をしていました。

(セ) その後、異議申立人は、平成27年某月某日付けで、特定市長宛に、「不服申立書（異議申立書）」、また、同日付けで、特定県特定部課の対応に対する苦情について、特定県オンブズマンに対し、「苦情申立書」を郵送し、更には、平成27年某月某日付けで、厚生労働大臣宛てに、「戦没者の特別弔慰金に関する陳情書」を郵送致しました。

(ソ) そして異議申立人は、平成27年某月某日付けで、「平成27年某月某日付、私が特定市長宛てに郵送した「公文書公開請求書」の回答に対する、特定市長作成の「公文書不存在通知書」が虚偽公文書作成罪に該当するものと判断し、同「公文書不存在通知書」の作成者を確認するため、同通知書の決裁書類について、「公文書開示請求書」を郵送したところ、平成27年某月某日付けで、「公文書公開決定通知書」及び、「裁決書」が郵送されてきました。

(タ) 郵送されてきた前記2通の文書を確認したところ、前記「公文書公開決定通知書」については、「起案者特定部特定課特定係P」となっていました。

また、前記「裁決書」について確認したところ、同文書には、「本件について、平成27年某月某日にお電話をした際、直接お会いして説明する旨をお伝えし、異議申立人の来所をお待ちしていましたが、残念ながら、お越しいただけませんでしたので、別紙のとおり裁決書を送付いたします。」という内容の文書が添付されておりました。

(チ) 更には、同「裁決書」の主な内容について確認したところ、先ず、「裁決書」の主文については、「本件不服申立て（異議申立て）を却下する。」となっており、私の考えとしては、特に、特定市役所に「告発」の義務まではないと思いますので、そののところは何ら問題はないものと判断します。

(ツ) しかし、同「裁決書」2頁目の「5 補足」の11行目に、「不服申立人は、本件不服申立て（異議申立て）において、「5. 不服申立て（異議申立て）の理由」の4頁38行目で「今回、特定市役所及び特定県庁は、特別弔慰金の申請書類等があるにも関わらず、その存在を隠していたこと」と主張しているが、平成27年某月某日付けの公文書開示請求では、決定された支給先等に関する文書の公開請求であって、その前段となる申請書類等（又はその写し）の公開を求めている。また、仮に当初の公文書開示請求により特定市が申請書類等（又はその写し）の公開を決定したとしても、特定市情報公開条例第7条から9条までの規定に基づき、不服申立人以外の個人情報等の非公開情報を取り除いた上での一部



公開の決定，非公開の決定等が実施機関によりなされていたものであり，おおよそ不服申立人が公文書公開請求で求める情報について得られなかったものであると思料する。」旨主張しています。

- (テ) その後，異議申立人が，平成27年某月某日付けで，特定県知事宛に「公文書開示請求書」を郵送したところ，特定県庁から電話が架かってきて，「(異議申立人の名前を呼んで，) 本件請求については，Cさん名で，「保有個人情報開示請求書」の書式を作成して送付して下さい。また，Cさんの身分が分かる，自動車運転免許証，保険証等，2種類の写しを同封し，戦没者とCさんの関係が分かる戸籍謄本等を同封してください。」という連絡があったので，平成27年某月某日付けで，異議申立人の母であるC名で，「保有個人情報開示請求書」を作成し，「戸籍謄本，自動車運転免許証の写し，国民健康保険証の写し」を同封し，特定県庁宛に郵送しました。
- (ト) そして，平成28年某月某日付けで，「軍人恩給の請求手続き書類，決裁書類」については，「保有個人情報不開示決定通知書」及び，「特別弔慰金等の請求手続き書類，決裁書類等」については，「保有個人情報開示決定通知書」が郵送されてきたので，平成28年某月某日付けで，「保有個人情報開示決定通知書」に記載された必要経費を郵送しましたが，未だ，書類については手元に届いておりません。

#### イ 異議申立人の意見

- (ア) 以上のとおり，平成26年某月某日に，異議申立人の祖母Hが他界した後の平成26年某月某日，厚生労働省に架電をしながらの，「総務省，厚生労働省，特定県特定部課，特定市役所」との大まかなやり取りについて述べてきました。
- (イ) まず，第一に，特定市役所から入手した，平成17年某月某日付け，C，署名・押印に係る「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」と，平成8年某月某日付け，C，署名・押印に係る「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」を見て下さい。

誰が見ても，明らかに，違うものが署名し押印の形も違うと思います。また，異議申立人の母Cは，昭和某年生まれで，現在，某歳ですが，現在の県立某高等学校を卒業しており，心身ともに正常であります。

異議申立人の母は，平成17年ころに，実父の特別弔慰金を貰う権利があるという連絡を受け，その時に初めて特別弔慰金を貰って，今回，第10回目が，2回目の特別弔慰金を受けるそうです。

- (ウ) 平成8年某月某日作成のC，署名・押印に係る「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」の受給者氏名を見ると，「法律知らず

未請求」と書かれており、非常にショックを受け、「今まで、こんなに人に馬鹿にされたことはない。」と言って精神的にまいっております。

また、平成17年某月某日付け、C、署名・押印に係る「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」の「前回の特別弔慰金受給者」の欄を見ると、Cとなっており、同請求書にも疑わしいところがあり、特定市役所職員は、平成8年某月某日作成のC、署名・押印に係る「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」が偽造された文書であるということを知っていた可能性が高いと思います。

(エ)そして、第二に、平成8年某月某日作成のC、署名・押印に係る「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」に添付された、「戦没者の遺族の現況等についての申立書」についてですが、この書類も下欄にある署名・押印は、異議申立人の母の字ではありません。

この書類には、「氏名・生年月日」、「戦没者との身分関係」、「平成7年3月31日までの遺族の状況」、「弔慰金を受けた者」、「公務扶助料、遺族年金等を受けた者」の欄がそれぞれあります。

異議申立人の母や隣近所の高齢者の方から聞いた話では、「戦没者特定個人A」は、異議申立人の母の実母であるHと結婚した際は、Hの実家である「特定市字G某番地」において、特定個人A、H、そして異議申立人の母C、更には、「Q（Hの実父）、R（Hの実母）、特定個人B（Hの実弟）」の6名で生活していたそうです。

ですから、先程の、「戦没者の遺族の現況等についての申立書」には、「N（父、生計有）、O（母、生計有）」となっていますが、これも事実のないことです。

また、Hは、昭和某年に、Mと再婚し、子供も出来ないまま、平成某年には死別しています。

ですから、同書類の「平成7年3月31日までの遺族の状況」の、Hの欄には、「昭和某年某月某日Mと結婚」と記載されており、更には、Hの「弔慰金を受けた者」の欄には、「○」と記載されていますが、祖母Hは、その時期には、Mと死別しており、また、Hは、Mと再婚するまでは、公務扶助料を受給していますが、弔慰金については受けていないものと考えます。

戸籍を見ると、昭和某年当時の戦時中、「N、O」には、戦没者特定個人A以外にも、「S（大正某年某月某日生）、T（昭和某年某月某日生）、U（昭和某年某月某日生）、V（昭和某年某月某日生）」の息子がいたことから、同「戦没者の遺族の現況等についての申立書」についても偽造されていたものと思われます。

(オ)総務省から頂いた、戦没者特定個人Aの公務扶助料の関係書類に

ついて申し上げますと、昭和某年に祖母Hが再婚した時に、公務扶助料を受ける権利が消失したことについては、充分、異議申立人も理解しております。

しかしながら、異議申立人の母であるCが未成年であった歳に受け取っていた公務扶助料については、母が成人した後の昭和某年某月某日以降については、異議申立人の母が、特別弔慰金か何かの形で受け取るべきものではないでしょうか。

総務省から頂いた書類を見て分かるように、戦没者特定個人Aの恩給については、昭和某年某月から昭和某年某月までの間、特定個人Aの母である「O」が受給しています。

Oは、戦後、同人の四男Sである特定個人Aの実弟の下で生活し、恩給は全てSの下に流れております。

前記特別弔慰金の請求手続書類等を見ると、Oが恩給の受給手続きをする歳にも不正な手続きがあったと疑われます。

(カ) 最後に、特定個人Aの妻であったHは、昭和某年に再婚し、再婚相手との間に子供も出来ないまま、平成某年に死別しております。

その後、祖母は、一人住まいをしておりましたが、認知症を患ってからは、特定市内の施設で20年近くを過ごしておりました。

援護法は、本来、生計を失った戦没者の遺族のために出来た法であることから、異議申立人の祖母Hが再婚相手と死別した後は、再請求手続きをする権利が復権するのではないかと考えております。

(キ) これまで、特定県特定部課及び特定市役所とは、色々とやりとりをしてきましたが、全く自分たちの非を認めようとはせず調査も致しません。

どうか、厚生労働省、総務省の方で正規の判断をしていただけないでしょうか。

## ウ 結論

現在、本件特別弔慰金の関係については、特定県庁が開示すると言っておりますので、今回は、貴審査会の意見のとおり、棄却してもかまいません。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 本件異議申立ての経緯

(1) 異議申立人は、平成27年8月12日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「特定個人A及び特定個人Bに係る軍人恩給の支給の有無等及び特定個人Aに係る特別弔慰金の受給者」(以下第3においては、「本件対象行政文書」という。)に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、原処分を行ったところ、異議申立人がこれを不服として、平成27年9月17日付け(同月24日受付)で、異議

申立てを提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し、本件対象行政文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせず不開示とした原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

## 3 理由

(1) 本件開示請求のうち、軍人恩給の支給については、総務省所管の恩給法（大正12年法律第48号）に基づき、総務省において支給の裁定がなされるものであるが、その請求は軍人退職当時の本籍地の都道府県及び厚生労働省を経由して行うこととされており、厚生労働省においては、総務省へ当該請求書を進達する等の恩給請求書進達事務等を遂行するため、必要な関係文書を保有している。

また、特別弔慰金の請求については、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和40年政令第183号）2条において、市町村又は都道府県を経由して行うこととされている。その支給については、同施行令3条において、戦没者等が除籍された当時の本籍地の都道府県（以下「所管県」という。）が裁定を行うこととされており、所管県における裁定結果は厚生労働省に報告されるため、関係文書を保有している。

(2) 本件対象行政文書の存否を答えることは、特定個人A及びBに係る軍人恩給が支給されたという事実の有無並びに特定個人が特定個人Aに係る特別弔慰金を受給した事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が明らかになる。

本件存否情報は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。また、本件存否情報は、これを広く一般に公にする法令ないし慣行があるものではなく、そのような性質を有するものとは考えられないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も存しない。

したがって、本件対象行政文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により不開示とすべき特定の個人を識別することができる情報を開示することとなることから、法8条の規定により、本件対象行政文書の存否を明らかにしないで不開示とした原処分は妥当である。

## 4 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立ての理由として、異議申立人及び異議申立人の実母は戦没者である特定個人Aの孫及び子であることから、特定個人Aの全てについて知る権利があると主張し、特定個人Aの特別弔慰金に関する

資料全ての開示を求めているが、当該資料が法5条1号に該当しない理由については一切示されていないため、本件異議申立てには理由がない。

## 5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年12月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成28年2月3日 異議申立人から意見書を収受
- ④ 同年10月20日 審議
- ⑤ 同年11月10日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定個人A及び特定個人Bに係る軍人恩給の支給の有無等及び特定個人Aに係る特別弔慰金の受給者について分かる文書」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本件対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、異議申立人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

### 2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

(1) 法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを不開示情報として規定している。

(2) 本件開示請求は、開示請求書の記載によると、特定個人A及び特定個人Bに関して、これまでの「軍人恩給」の支給の有無、あればその支給先、支給金額、また、特定個人Aの特別弔慰金については誰が受給していたのかについて、開示を求めるものである。

恩給は、恩給法に基づき、旧軍人等が公務のために死亡した場合、公務による傷病のために退職した場合等において、これらの者及びその遺族の生活の支えとして給付されるものである。また、特別弔慰金は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき、先の大戦において公務等のために国に殉じた軍人等の方々に思いをいたし、国として弔慰の意を表すために、その遺族に支給されるものである。

本件対象文書の存否を答えることは、特定個人A及び特定個人Bに係

る恩給が支給された事実の有無，並びに特定個人Aに係る特別弔慰金が支給された事実の有無を明らかにするものと認められる。

(3) 特定個人A及び特定個人Bに係る恩給が支給された事実の有無，並びに特定個人Aに係る特別弔慰金が支給された事実の有無は，法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別できる情報であると認められる。また，このような情報は，慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから，同号ただし書イに該当せず，かつ，同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

(4) したがって，本件対象文書の存否を答えることは，法5条1号の不開示情報を開示することとなるため，法8条の規定により，その存否を明らかにしないで，本件開示請求を拒否したことは妥当である。

### 3 異議申立人のその他の主張について

(1) 異議申立人は，異議申立人の母及び異議申立人本人の両名は，戦没者の特定個人Aの子及び孫であり，特定個人Aの全てについて，知る権利を有しているので，特定個人Aの特別弔慰金に関する資料を全て開示すべき旨主張している。

行政文書開示請求制度は，請求の目的いかなを問わず，何人に対しても等しく開示をするものであるから，開示・不開示の判断に当たっては，開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。このため，法の下においては，特定個人Aの子及び孫である等の個別事情は，本件対象文書の存否応答拒否の妥当性の判断に影響を及ぼすものではない。

(2) 異議申立人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 付言

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，異議申立人の実母Cの実父である戦没者特定個人Aに係る特別弔慰金に関しては，Cの受給記録は，Cを本人とする保有個人情報に当たり，戦没者特定個人Aに係る恩給に関しては，Cの恩給請求に関する情報は，Cを本人とする保有個人情報に当たるとされる。

このため，Cが，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき，Cを本人とする保有個人情報の開示請求を行った場合，本件開示請求に関する何らかの情報を得られる可能性が否定できないことから，処分庁は，異議申立人に対して，Cを本人とする保有個人情報については，Cが行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求権を有する旨の教示を行うことが望ましい。

### 5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その存否を答えるだけで開示す

ることとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子